

青森県報

第八百九十四号

令和七年
三月二十八日
(金曜日)

目次

告 示

- 自衛官候補生(男子・女子)の募集期間、採用試験の期日等及び応募資格……………(市町村課) ……一
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(生活習慣病対策課) ……一
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退……………(同) ……二
- 救急病院の設置……………(医療薬務課) ……二
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉保険課) ……二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……三
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……三
- 道の指定……………(建築住宅課) ……三

告

示

青森県告示第百七十七号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生(男子・女子)の募集期

間、採用試験の期日等及び応募資格を次のとおり定めたと、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百七十七条第一項(第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 募集期間及び採用試験の期日等

募 集 期 間	令和七年三月一日から同年五月七日まで	開始時刻	位 置	名 称
試 験 期 日	令和七年五月十一日(日)から同月十三日(火)まで	任意の場所	陸上自衛隊青森駐屯地	陸上自衛隊青森駐屯地
筆記試験(WEB)		受付後に通知	青森市大字浪館字近野四五	陸上自衛隊八戸駐屯地
口述試験及び身体検査	令和七年五月三十一日(土)から同年六月一日(日)まで		八戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊八戸駐屯地

二 応募資格

採用予定月の一日現在、十八歳以上三十三歳未満の者(三十二歳の者は、採用予定月の末日現在において、三十三歳に達していない者)

青森県告示第百七十八号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	ハッピー調剤薬局弘前大原店	所 在 地	弘前市大字大原二丁目五の二六	指 定 年 月 日	令和 六・三・二
-----	---------------	-------	----------------	-----------	-------------

青森県告示第七十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の十五の規定により、次の指定小児慢性特定疾病医療機関がその指定を辞退したので、同法第十九条の十九第三号の規定により公示する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	スーパードラッグアサヒ調剤薬局エルム店	所 在 地	五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一	指 定 年 月 日	令和 七・二・二
-----	---------------------	-------	--------------------	-----------	-------------

青森県告示第八十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
-----	-------	---------------

メデイカルコート八戸西病院	八戸市大字長苗代字中坪七七	令和十年三月三十一日
---------------	---------------	------------

青森県告示第八十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	訪問介護	ケアセンター 前シオン心弘	弘前市大字堅田二丁目一の八	令和 七・四・一
-------------	--------	----------------	-----------	------	------------------	---------------	-------------

青森県告示第八十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う	指 定 年 月 日
---------------	----	------------	-------------	-------------	-----------

特定非営利活動法人銀河	弘前市大字若葉二丁目七の一	生活介護	ライフサポートステーション 星河	弘前市大字石川字石川八〇の二	令和七・四・一
-------------	---------------	------	------------------	----------------	---------

青森県告示第百八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
すずらん調剤薬局観光通り店	青森市勝田一丁目二の一五	令和七・四・一

青森県告示第百八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
マルチ調剤薬局柏木店	平川市柏木町藤山二〇の三	令和七・三・三

青森県告示第百八十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害児通所支援事業者	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
株式会社寿サービス	東津軽郡平内町大字山口字山口七五の一	児童発達支援	東津軽郡平内町大字山口字山口七五の一	令和七・四・一
株式会社サードサービス	東津軽郡平内町大字山口字山口七五の一	放課後等デイサービス	東津軽郡平内町大字山口字小沢四四の三	〃

青森県告示第百八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第二項の規定により、次のとおり道を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課及びおいらせ町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月二十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
-----	-----	-----	-----------

五八の内〇〇お
 五五一、ののい
 の三八五内六ら
 内の三〇、四せ
 内二の五一町
 及の一〇、緑
 び内八の五ヶ
 五、八一〇丘
 〇五七七の六
 の〇、七一丁
 一の五一二目
 八一〇の八五

三
 〇
 ・
 メ
 ー
 ト
 〇
 ル

四
 ・
 メ
 ー
 ト
 〇
 ル

令和
 七年三月一七日

(発行所・発行人)
 青森市長島一丁目一番一
 青森県

(印刷所・販売人)
 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十八円九十銭